

厚生労働省における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

- 医療保険利用の利便性確保（基本計画中、第1 2.(6)）

平成18年7月11日に開催された会議において、社会保険事務局長に対し、犯罪被害者が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれる事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うよう指示した。

- 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施（基本計画中、第2 1.(7)）

医療機能の分化、連携を進める医療計画制度の見直しなどを内容とする「良質な医療の提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）が平成18年6月14日に成立。

犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療サービスを受けられるようにするため、急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が、一貫した治療方針のもとに切れ目ない医療を受けることができるよう、平成19年度より医療計画の見直し等が各都道府県において行われる。

(参考)その他の厚生労働省において1年以内に実施又は結論を出すこととされている施策の進捗状況

- 被害直後及び中期的な居住場所の確保（基本計画中、第1 3.(2)ウ、第2 2.(3)ウ）

児童相談所、婦人相談所の一時保護等については、現状に関する必要な調査等を実施し、身元保証人確保対策事業等の必要な施策の実施にかかる予算を平成19年度予算案に盛り込んだ。

- 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討（基本計画中、第1 4.(3)）

当該休暇制度については、現状に関する必要な調査を実施し、その調査結果を踏まえ、リーフレットの作成・配布による周知啓発のための予算を平成19年度予算案に盛り込んだ。

- 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備（基本計画中、第2 1.(5)）

救命救急センターにおいて、精神科の医師が必要に応じて対応ができるよう諸規定を整備し、その旨の通知を各都道府県に発出した。

- 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施（基本計画中、第2 1.(10)）

改正医療法の成立に伴い、医療機関管理者に対し、医療に関する一定の情報についての報告を義務化し、患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援することとしている。

- 児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進
(基本計画中、第2 2.(11))

児童虐待防止法及び配偶者暴力防止法の趣旨等の周知徹底を図り、医療施設における取組を促進することを目的とする通知を各都道府県及び関係団体宛に発出した。

外国で犯罪被害にあった場合の対応

< 労働者災害補償保険制度 - 海外派遣者特別加入制度 >

労働者災害補償保険は、本来、国内にある事業場に適用され、そこに就労する労働者が給付の対象となる制度であり、海外の事業場で就労する方は対象とならないが、以下の特別な制度がある。

○ 手続

事前に派遣元の事業主が、労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に対して「特別加入申請書」を提出することが必要。

本人等が、派遣元の事業主を通じて、請求書に業務災害の発生状況がわかる「派遣先の事業主の証明書」、「新聞記事」等を添付して労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に申請。

○ 給付内容

保険加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合に、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付等を支給。

給付の算定に関しては、国内において療養等を受けた場合の算定の例による。

○ 周知方法

パンフレットを都道府県労働局、労働基準監督署等にて配布すること、厚生労働省のホームページに掲載すること等により制度の周知を図っている。

海外出張である場合には、当該海外出張者に関して特別の手続を要することなく、その者が所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けることができる。

< 健康保険、国民健康保険 - 海外療養費制度 >

健康保険、国民健康保険は、本来、国内にある医療機関等で治療等を受ける場合の制度であるが、海外に一時的に出張・旅行している方等については、以下の特別な制度がある。

○ 手続

本人等が、療養費支給申請書に、診療の内容が分かる医師の診療明細書及び領収明細書等を添付して、保険者の窓口で申請。

○ 給付内容

海外において急病等によりやむを得ず医療機関等で治療等を受けた場合、当該治療等に係る費用()を、支給。(療養費、葬祭費)

給付の算定に関しては、国内において療養等を受けた場合の算定の例による。

○ 周知方法

各保険者において適宜ホームページへの掲載、パンフレットの配布等により、制度の周知を行っている」と承知している。

健康保険・国民健康保険・労働者災害補償保険の現状について

- 第三者行為による傷病の届出をした場合の自己負担分の取扱いについて（健康保険・国民健康保険）

第三者行為による傷病の届出をする、しないに関わらず、第三者行為により傷病を生じた被害者（被保険者）であっても、医療機関に対して自己負担分を支払うこととなる。（その後、被害者本人が加害者（第三者）に対して損害賠償請求をすることとなる。）

なお、被害者が第三者行為による被害の届出を保険者に対して提出すると、届出を受けた保険者は、当該傷病に対して既に行った給付の範囲において、加害者に対する損害賠償請求権を代位取得することとなる。

自己負担分（一時負担金）は療養の給付を受ける者がその給付を受ける時に保険医療機関等に支払う義務を負うものであり、法制度上、立替を行うこととされていない。

- 損害賠償債務に関する求償制度について（労働者災害補償保険・健康保険・国民健康保険）

労災保険給付の原因である事故又は健康保険等の給付の原因となる傷病が第三者行為によって生じた場合において、保険給付をした時は、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を国又は保険者が取得する。

（労災保険法第 12 条の 4 第 1 項、健康保険法第 57 条第 1 項、国民健康保険法第 64 条第 1 項）